

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年11月19日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団

(2) 代表者の氏名

齊藤 眞一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の人権を、憲法25条生存権及び27条勤労権の基本に照らし、高齢者の公的就労保障制度を、国と自治体の責任において、確立させることを目的とします。公的就労制度が確立されるまでのあいだ、自衛的手段として、自らも就労の場をつくり、高齢者の生活と暮らしを守るように努力します。私たちは自治体・地域住民と協力し、住みよい街づくり、福祉への貢献に努めます。

2 申請年月日

平成26年11月6日

(文化市民局地域自治推進室)